

自筆証書遺言・公正証書遺言比較表

	自筆証書遺言	公正証書遺言
方 法	全て自分で手書き	戸籍等の必要書類を集め、司法書士・公証人と打ち合せのうえ作成
費 用	全て自分で作成するなら無料 司法書士に相談・確認依頼すると数万円	司法書士・公証役場合わせて10万円くらいから 財産・人数により高額になることも
保 管	原本は本人保管 コピーは使用不可 紛失したら終わり	原本は公証役場で保管 正本・謄本は本人保管 謄本の再発行可能
執 行	検認手続き（相続人が戸籍等を集め、家庭裁判所に申立てる）をしてから執行する 1か月くらいかかる 司法書士に検認申立を依頼すると数万円 内容に不備があると無効	遺言執行者が戸籍等を集め、執行できる 遺言執行者は財産目録の作成義務有り
共 通	気が変わったら、全く違う内容の遺言書を書くことも可能（後日付の遺言書優先） 遺言書に書かれた財産を生前に贈与・売却することも可能	
まとめ	亡くなった後に遺族が手間をかける 費用は抑えられるが、とにかく全て自己責任	生前に本人が手間をかける 法律の専門家が関与するので安心